

令和7年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録（4日目）

1. 招 集 年 月 日 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長 職 務 代 理 者	中 村 尚 広 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住 民 福 祉 課 長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君
多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君	企 画 商 工 課 長	中 道 隆 介 君	建 設 課 長	山 村 輝 明 君
農 林 水 産 課 長	金 子 剛 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君
教 育 次 長	井 手 守 道 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作 永 善 則 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第26号 令和7年度 佐々町一般会計予算
- 日程第3 議案第27号 令和7年度 佐々町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第28号 令和7年度 佐々町介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第29号 令和7年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第30号 令和7年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第7 議案第31号 令和7年度 佐々町水道事業会計予算
日程第8 議案第32号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計予算
追加日程第1 議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件
追加日程第2 議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件
日程第9 発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第10 閉会中の委員会継続調査
閉会

9. 審議の経過

(10時05分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。ちょっと時間を取らせて、申し訳ございませんでした。

本日は、令和7年3月第1回佐々町議会定例会本会議の4日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席については、町長から、教育長職務代理者の午前中の欠席の通知がっております。午後は出席される予定でございますので、お知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、永安文男君、8番、橋本義雄君を指名します。

それでは、議案の上程前に、追加案件が2件っております。昨日、定例会延会後、議会運営委員会を開催し協議いたしました。案件の内容は、議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件、議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件の2件です。

皆さんにお諮りいたします。以上の2件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件を日程に追加し、追加日程第2とし、以上の2件を議題とすることに決定いたしました。

議事の日程のデータを更新するため、暫時休憩いたします。

(10時07分 休憩)

(10時08分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議員の皆様と執行の皆さんにお知らせをいたします。

本日は、令和7年度佐々町一般会計予算からとなりますが、昨日、かがみと第3表まで朗読しておりますので、まず、各課長の説明からお願いいたします。

説明につきましては、歳入、歳出を関連して説明する場合もあると思いますので、おおむね歳出の款の並びで説明をお願いいたします。私のほうから説明をお願いする課長を指名いたしますので、その順でお願いいたします。

なお、令和7年度は骨格予算となりますので、特に説明すべき点については、ポイントを絞って説明をお願いいたします。

各課の説明用資料については、タブレットの第1回定例会の中に、当初予算関連資料ということでフォルダーを作成しております。この中に各会計のフォルダーを作成しておりますので、そっちを御参照ください。

なお、一般会計については、資料がない課もありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

説明が終わりましたら質疑に入りますが、先にお知らせいたしましたとおり、まず、歳出のほうからページを区切って質疑を行います。改めてページの区切りを確認いたします。

41ページの議会費から76ページの総務費までです。

次に、76ページの民生費から108ページの衛生費までです。

次に、109ページの労働費から137ページの消防費までです。

次に、138ページの教育費から180ページの予備費までです。

最後に、歳入歳出全般の総括質疑を行います。

それでは、3月6日に引き続き、議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第26号 令和7年度 佐々町一般会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第26号 令和7年度佐々町一般会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

まず、総務課長からお願いいたします。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算書の48ページをお願いいたします。

歳出。2款1項1目一般管理費、12節委託料の役場庁舎清掃業務委託料590万1,000円でございます。令和6年度庁舎清掃業務委託料につきましては、161万3,000円を計上しておりまして、前年度から比較しますと、約430万円の増額としております。

こちらにつきましては、役場の清掃については、これまでシルバー人材センターに委託しておりますが、新庁舎の供用開始後は、トイレの清掃を専門業者へ委託したいと考えております。専門業者へ委託する理由といたしましては、業務用洗剤を用いて清掃することにより、排水管の詰まりや悪臭を抑えることができ、将来的に大規模な修繕が発生することを抑制することができると考えております。また、こちらの予算には、日常清掃では手の届かない範囲の清掃やフロアの洗浄、ガラス清掃などを行う定期清掃の経費も含まれております。

同じく、一般管理費の委託料、出先機関電話交換設備更新業務委託料251万3,000円でございます。

ます。委託料のところの一番下でございます。

昨日の補正予算の際に御説明いたしましたが、新庁舎の完成が遅れたため、年度内での完了ができず予算を減額しておりますので、業務の残りの部分を令和7年度事業として実施するものでございます。

57ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費、12節委託料、次期サーバ・ネットワーク構築業務委託料1,908万8,000円でございます。委託料のところの上から5行目になります。

こちら、きのうの補正予算の際に御説明しておりましたが、新庁舎の完成が遅れたため、年度内での完了ができず予算を減額しておりますので、業務の残りの部分を令和7年度事業として実施するものでございます。

同じく、一般管理費、電子計算費の委託料、システム標準化対応業務委託料でございます。委託料の部分の一番下の段になります。

現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、全国の自治体が基幹業務システムの標準化に取り組んでおります。その基幹業務システムの標準化に対応するため、標準準拠システムへの移行、テスト、操作研修などを委託するものでございます。

歳入の38ページを御覧いただければと思います。

20款4項1目雑入、1節雑入でございます。

38ページの上から2行目からになりますが、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する事業）8,494万5,000円でございますが、先ほどのシステム標準化対応業務委託料に、こちらの補助金を充当することとしております。

58ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費、13節使用料及び賃借料、58ページの上から3行目になりますが、ガバメントクラウド利用料1,609万2,000円でございます。

こちらにつきましては、先ほど御説明いたしました基幹業務システムの標準化で使用するクラウドサービスの利用料でございますが、こちらのクラウドサービスは、デジタル庁が選定したセキュリティレベルの高いものとなっております。こちらにつきましても、先ほど歳入で御説明いたしましたデジタル基盤改革支援補助金を充当することとしております。

それから、当初予算関係資料を御覧いただければと思います。

総務課資料でございます。正規職員、再任用職員、会計年度任用職員に係る人件費についての資料をお出ししております。

まず、1枚目が正規職員、再任用職員に係る人件費でございます。下の表の左端の一番下を御覧いただければと思いますが、正規職員、再任用職員に係る人件費、令和6年度比で約4,980万円の増となっております。一般会計で4,980万円の増となっております。

2枚目に会計年度任用職員に係る人件費をお付けしております。こちら下段の左端を御覧いただければと思いますが、会計年度任用職員に係る人件費は、約4,140万円の増となっております。

合わせて、一般会計で約9,100万円の人件費の増となっております。

総務課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、税財政課長からお願いいたします。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、私のほうからは、一般会計全体に関するということですので、まず、予算説明書の

ほうをお願いいたします。

予算説明書の9ページになります。

それでは、9ページが歳入の状況ということで、下段に歳入の一般財源の当初予算額の比較を載せさせていただいております。

一般財源ということで、町税、地方譲与税、それから各種交付金と交付税になりますけれども、令和7年度当初予算では39億5,396万5,000円ということで、これは町税の増と交付税の増、これは当初予算比較ではございますけれども、増ということで、それが大きく影響しまして、対前年度比1億6,300万円程度の増ということになっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページは、町税になります。

まず、下の表にもありますけれども、まず、個人町民税につきましては、定額減税が終了したことに伴いまして、対前年度5,970万円の増ということになっております。

それから、法人町民税につきましては、昨年度の、令和6年度の実績に基づき推計した結果、1,600万円の増の見込みとしております。

固定資産税につきましては、新築家屋増加によりまして増の要因はありますけれども、昨年度の評価替えの影響ということで、当初予算比較では減額の512万5,000円ということになっておりますけれども、固定資産税の現計予算ベースでは、プラスの300万円の予算ということになっております。

それから、14ページをお願いいたします。

14ページは地方交付税ということで、普通交付税につきましては、地方財政計画では臨時財政対策債、これが皆減ということになっております。それから、令和6年度の交付状況から推計をした結果、1億100万円増の17億7,500万円で当初予算を計上させていただいております。

ちなみに、令和6年度の当初の交付決定、最初の交付決定時点では、18億500万円程度が当初交付決定ということになっております、令和6年度は。

続いて、15ページをお願いいたします。

国・県支出金でございますけれども、まず、国庫支出金につきましては、クリーンセンターの基幹的設備改良事業の交付金、これの減が大きく影響しまして、対前年度比2億7,600万円程度の減ということになっております。

それから、県支出金は、小中学校のタブレット端末更新費用の補助金などの増の要因がありまして、対前年度比1億2,800万円程度の増ということで計上をさせていただいております。

次の16ページをお願いいたします。

16ページは基金繰入金ということで、まず、財政調整基金繰入金につきましては、この当初予算編成段階における財源不足として、4億6,500万円の繰入を計上させていただいております。

それから、減債基金につきましては、町債の償還の財源の補填ということで、1億2,000万円の繰入を計上させていただいております。

それから、ふるさと応援繰入金につきましては、令和7年度では中学校の給食の無償化補助金、これと学校給食の物価高騰対策事業補助金と、神田線の歩道整備事業ということで、これも令和6年度当初予算でも同様に取崩しをしておりますけれども、この令和7年度におきましても、ふるさと応援基金からの繰入れということで計上させていただいております。

それから、環境整備協力費基金につきましては、令和7年度小中学校児童生徒用のノートパソコンの更新費用の財源ということで、3,668万円の繰入を計上させていただいております。

それから、17ページをお願いいたします。

17ページは町債になりますけれども、臨時財政対策債は令和7年度が計上なしということになっております。

それから、庁舎建設事業の財源としましては、1億8,990万円を計上しております。

それから、18ページをお願いいたします。

18ページは町債残高の見込みということで、令和7年度当初予算の段階では74億264万5,000円ということになっております。

19ページ、歳出に移りまして、このページでは、まず、上段の物件費につきましては、先ほど申しました児童生徒用ノートパソコンでありますとか、放課後児童健全育成事業の運営委託料の増などに伴いまして、約1億5,500万円の増ということになっております。

2段目の補助費等につきましては、令和7年度町長選挙・町議会議員一般選挙の各種公費負担金でありますとか、し尿等前処理施設に係る下水道補助金の増によりまして、約2,570万円の増となっております。

また、一番下段に書いております繰出金につきましては、介護保険、それから後期高齢者関係の繰出しの分が増ということで、約2,000万円の増ということになっております。

21ページをお願いいたします。

21ページは義務的経費を計上しておりますけれども、まず、人件費につきましては、先ほど総務課からも説明がありましたとおり、令和6年度の人事院勧告による給与改定の影響が大きく影響しまして、人件費全体で約1億500万円の増ということになっております。

扶助費につきましては、児童手当が高校生、これが1年分になりますので、昨年10月から高校生までと拡充がされましたけれども、令和7年度1年分ということで児童手当分が増と、それから障害者自立支援、それから保育園の施設型給付費負担金、これも先日の補正予算でも増ということで申しましたけれども、令和7年度当初におきましても増の見込みということで、扶助費全体でいきますと、約2億400万円の増ということになっております。

公債費につきましては、元金につきましては償還終了などがありまして約100万円の減、それから、利子につきましては、日銀の政策金利引上げによる借入利率の上昇を見込みまして、約1,600万円の増ということで計上をさせていただいております。

下の表にありますとおり、義務的経費全体で、対前年度比較でいきますと、約3億2,500万円の増ということになっております。

それから、22ページをお願いいたします。

普通建設事業費ということで、下の表にありますとおり、令和7年度当初予算におきましては、普通建設事業6億2,675万9,000円ということで、このうち庁舎建設事業が2億5,023万1,000円になります。昨年度はクリーンセンターの基幹的設備改良工事がありましたので、対前年度比較でいきますと、大きく減額ということになっております。

それから、23ページをお願いいたします。

23ページは基金の状況ということで、令和7年度の当初予算段階での現在高ということで、下の表にありますとおり、財政調整基金については10億7,900万円、公共施設整備基金については18億1,800万円ということで、全体で41億4,300万円が、当初予算段階での現在高見込みということになっております。

それから、同じく予算説明書の、飛びまして58ページ以降が性質別の比較表ということで、増減の主なものを掲載させていただいております。

58ページ、59ページは歳入、60ページ、61ページが歳出の増減の主なものを記載させていただいております。

あと、また、タブレットの当初予算関係資料フォルダーの税財政課資料を御覧いただきたいと思います。

今回、この令和7年度におきましても、昨年度同様、消費税関係の資料を載せております。

それから、5ページにおきましては、基金繰入金と充当先ということで、充当事業名を掲載させていただいております。

それから、6ページ以降が長期継続契約の対象業務ということで、これも昨年同様、こちらに掲載をしております。

税財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、企画商工課からお願いいたします。

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは予算書のほうをお願いいたします。

歳入のほうで、33ページをお願いいたします。

中段のところの17款1項寄附金でございます。

こちらの中のふるさと応援寄附金でございますが、令和5年度決算では5,600万9,000円、令和7年度2月末現在で約8,700万円の寄附をいただいております。失礼しました。令和7年2月末で約8,700万円の寄附をいただいておりますので、今回、令和6年度当初と比較いたしまして、2,000万円増の8,000万円を計上させていただいております。

続きまして、ページ飛びまして、56ページをお願いいたします。

2款1項6目の企画費の負担金でございます。

こちらのほう、西九州させば広域都市圏連携事業負担金の中の佐世保市・佐々町地域公共交通活性化事業でございます。こちらのほうが、地域公共交通計画策定が令和6年度で完了するため、こちら前年度比で145万9,000円の減額となっております。

ページのほう飛びまして、120ページをお願いいたします。

こちらの7款1項2目商工業振興費でございます。その中の下段の補助金でございます。

こちらのほうで、国県の補助金を活用いたしました地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金が、本年度で事業終了いたしましたため、400万円の減額となっております。これに合わせて、歳入の国補助金、県補助金が皆減となっております。

それから、本年度からスタートいたしました空き店舗等活用促進事業補助金でございますが、実績として7件の申請がっております。今回の予算では、令和6年度当初予定しておりました3件より2件分増額いたしまして、合計で250万円の予算を計上しております。

続きまして、予算関係資料のほうをお願いいたします。

こちらの一般会計の企画商工課資料をお願いいたします。

こちらのほうに、西九州させば広域都市圏連携事業の関係経費をまとめております。

こちらのほう、上段のほうが負担金、下段のほうはその他の費用となっております。こちらのほう、御確認のほうお願いいたします。

それで、最後に、現在、各課におきましてデジタル技術、いわゆるDXを活用した行政サービスの導入について検討を行っているところでございますが、国の内閣府が実施している事業メニューに、地方自治体を実施するデジタル実装の計画策定の支援を目的とした「デジタル実装伴走支援事業」という事業がございます。現在、令和7年度の事業採択に向けて、内閣府へ申請を行っているところでございます。

また、この本支援事業に要する本町の負担費用は発生しませんので、今後も予算には出てまいりませんが、この支援事業が採択された際には、各所管委員会へ御報告させていただきたいと考えております。

企画商工課としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、出納室からお願いいたします。
会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

それでは、予算書の58ページのほうをお願いいたします。

2款1項9目会計管理費が出納室分になります。

新規の取組ではございませんが、次ページの59ページにキャッシュレス決済サービスとして、11節役務費、また13節使用料及び賃借料にございますが、こちらは企画費より組替えとしまして、会計管理費のほうで計上したものとなっております。

予算額で、前年度との比較において減少という形になっておりますが、これにつきましては、大きな内容としまして、11節役務費で指定金融機関事務取扱手数料において、公金振込手数料の単価が、令和6年度当初の段階では、現行よりも高い単価提案になっておりまして、その分を予算計上しておりましたが、その後、単価決定により現行単価のほうに変更となりまして、予算の減少という形になっております。そのことによりましての減少ということになります。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、庁舎建設室からお願いいたします。
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

予算書60ページを御覧いただければというふうに思います。

予算書の説明というよりも、全体的な流れ、今後のスケジュールというふうなことで御説明をさせていただければと思いますけれども、御承知のとおり、継続費は令和7年度までというふうになっております。供用開始を5月7日で予定しておりますので、その後に、この現庁舎を解体するというふうなスケジュールになります。

現時点で、庁舎の解体の工期は9か月程度見込んでおります。この庁舎を解体した後、駐車場の整備等を行っていくことになりますけれども、今回、予算を計上させていただいておりますけれども、これまで御議論いただいた、御審議いただいたように、工期が5か月遅れた関係もありまして、当初予算の編成に細かい調整ができずに、このような継続費の最終年度というような形で計上をさせていただいているところでございます。

今後、作業が進む中で、この14節の工事請負費のところの庁舎解体工事であるとか、新庁舎駐車場の整備工事であるとか、また、継続費の令和7年度までの期間の設定の問題であるとか、そういった部分の整理をさせていただいた上で、改めて議会のほうには御説明をし、進めていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、住民福祉課からお願いいたします。
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

住民福祉課関係の予算につきましては、当初予算関係資料を用いまして説明をさせていただきます。

当初予算関係資料フォルダーの住民福祉課資料を御覧ください。

まず、はじめに住民福祉課資料1を御覧ください。

戸籍の氏名の振り仮名記載についてということで、令和5年6月2日に戸籍法の一部改正を含む、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、これが令和7年5月26日に施行される予定です。この施行に伴い、業務内容があります。

業務内容につきましては、ことしの5月26日以降に、本町に本籍がある住民に対しまして、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知することになっております。この通知につきましては、令和7年8月までに発送する予定となっております。

通知書が住民の方に届きましたら、住民の方は通知書に記載されている振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出をするということになっております。届出がない場合は、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。

届出方法としましては、窓口、郵送、オンライン、マイナポータルを使いましたオンラインでの届出方法を予定しております。

届出が完了した戸籍から、順次、戸籍に振り仮名が記載される予定です。

この振り仮名記載につきましての予算につきましては、まず、歳出から御説明いたします。

予算書66ページの2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、66ページ、役務費の通信運搬費になります。この通信運搬費の中の61万2,000円、はがき代なんですけども、7,202通を想定して計上しております。

それから、67ページの委託料になります。

下から2段目の委託料、戸籍振り仮名通知作成業務、こちら、通知書の作成を委託するものなんですけども、予定としましては、戸籍数が5,624戸籍、1万3,575人が対象となっております。この委託料につきましては、109万3,000円の委託料を計上させていただいております。

この歳出につきましては、合計が251万5,000円、この戸籍の氏名の振り仮名業務に係る経費が251万5,000円かかることになっております。

この費用に対しまして、歳入としまして、予算書21ページをお願いいたします。

歳入、14款国庫支出金1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらのほうの10分の10ということで、国庫補助のほうが歳入としてあります。

参考に、次のページに、今後のスケジュールとして添付をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、住民福祉課資料2を御覧ください。

先日、議案第17号で可決していただきました条例の関係の予算になります。

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」ということで、先日も条例の際に御説明いたしましたが、令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として制度化されたものです。

事業概要につきましては、条例のほうで説明しておりますので、割愛させていただきます。

予算のほうを説明いたします。

まず、歳入です。

予算書22ページの14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の、子ども・子育て支援交付金（こども誰でも通園事業4分の3）の補助になります。これは、11人分の119万7,000円を計上しております。

それから、同じく歳入です。

38ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入、38ページの13行目になります。こども誰でも通園事業利用料、こちら第2保育所の利用があった場合の、2人分の7万2,000円を計上しております。

す。

それから、歳出です。

予算書の93ページを御覧ください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費、こども誰でも通園事業補助金130万8,000円になります。こちら町内の私立保育園等を利用された場合の補助金になります。9人分ということで、130万8,000円を計上しております。

住民福祉課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、多世代包括支援センターからお願いいたします。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、予算書96ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費12節委託料、予防接種業務委託料6,175万3,000円につきましては、昨日の施策の概要にもありましたとおり、従来の定期接種に加えまして、带状疱疹ワクチンが、令和7年4月1日から国の定期接種B類疾病に位置づけられましたことから、65歳の方と5年間の経過措置としまして、70歳以上の5歳年齢ごとの方、また、令和7年度に限り、100歳以上の方全員を対象に定期接種を開始することとなっております。

带状疱疹は、加齢や疲労がリスクとなりまして、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより神経に沿って痛みを伴う病気であります。重症化しますと日常生活に支障を来すこともありますので、対象者の方には個別に郵送で御案内をしていきたいと考えております。

続きまして、予算書は100ページをお願いいたします。

4款1項7目母子保健事業費18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の妊婦のための支援給付金1,210万円についてですが、こちらは多世代包括支援センターの資料をもちまして説明いたします。資料をよろしくお願いいたします。

目的としまして、従来の出産・子育て応援交付金に代わり、令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、法定事業として新設されました妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることを目的としております。

内容としまして、妊娠届出時に妊婦支給給付認定後5万円を給付、本町におきましては、多胎児支援としまして、5万円掛ける胎児の数の分を、妊娠のときに給付いたします。

②出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数の届け出後、こちらにつきましては5万円を胎児の数の分、支給するものになります。

旧事業との相違点につきましては、太字になっているところが変更点になります。

主には、新たに流産等をされた方への給付が対象になりましたことで、給付期間が出産後から出産前に拡大しておりますことと、補助率が10分の10と国からの全額交付になりましたことが主な内容となります。

その他としまして、令和7年3月31日以前に出産された方には、経過措置としまして、旧制度での支給を行うようになっておりまして、同節に出産・子育て応援給付金100万円を計上しております。

これに伴い、歳入予算22ページ、14款2項3目衛生費国庫補助金の下段、出産・子育て応援給付金3分の2に、妊婦のための支援給付交付金10分の10を計上しております。

以上、多世代包括支援センターの説明を終了します。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、保険環境課からお願いいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、予算書の104ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費でございます。予算の額のほうが2億6,993万3,000円ということで、前年度当初予算と比較しまして15億2,830万7,000円の減額となっております。

令和4年度に着工しました佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事が、令和6年度に竣工し、工事請負費、設計施工監理業務委託料が皆減となり、通常の運転維持管理に係る予算を計上しているものになります。おおむね令和4年度、令和3年度当初予算の水準となっております。

それから、予算書108ページをお願いいたします。

4款2項3目し尿処理費、予算額が1,350万4,000円になっております。

昨年11月のし尿等前処理施設の供用開始に伴い、し尿処理の委託料、それから搬送補助金が皆減となっております。前処理施設の運転維持管理に係る費用分として、公共下水道事業会計に支出します補助金が、令和6年度は5か月分でしたが、12か月分ということで予算化したものになっております。

保険環境課分の予算の説明については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、水道課からお願いいたします。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

水道課に関しましては、予算説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

当初予算関係資料の中の一般会計フォルダーの水道課資料、こちらを御覧ください。

予算書のページも資料のほうに記載をしておりますが、予算書の歳入で22ページと27ページ、歳出のほうは予算書の103ページに記載がございます。

合併浄化槽関係の予算になりますが、特別例年と大きく変わったところはございません。例年どおり合併浄化槽の設置整備事業に関する補助金、それから、維持管理に関する補助金を予算化させていただいております。

設置整備事業に関しましては、国の補助金、国庫補助金と県の補助金がございますので、それぞれ3分の1、県補助金につきましては3分の1の9割というふうになりますが、その分の補助金の歳入も予算を計上をさせていただいているところです。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、農業委員会からお願いいたします。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

予算書の111ページをよろしくお願いします。

6款1項4目の情報収集等効率化支援事業費のところでございます。

ここで予算計上をさせていただいている内容としましては、令和4年度に購入させていただ

いているタブレット端末4台分の維持管理経費と、今回、購入予定をさせていただいているタブレット15台分の購入予算と、あと、維持管理に係る経費の分でございます。

今回、予算計上で15台分の予算計上をさせていただいているんですけど、その分につきまして、令和6年度の当初予算のほうで一旦計上をさせていただいていたものでございますけど、令和6年度4号補正において、一旦皆減をさせていただいている経緯がございます。

このため、内容等を再度、あと内容等を精査して、再度計上をさせていただいております。

現時点では、農業委員13名と推進委員5名いらっしゃって、18台分に満たない4台分のタブレット端末を委員のほうに配布をして、農地パトロール等の活用というのが、現状ではできていないものでございます。

今回、購入をさせていただいて、スケジュール的にはセットアップ等を行いまして、8月下旬からの農地パトロール等での活用を行いたいと考えております。

歳入財源につきましては、すみません、予算書の25ページをお願いします。

15款県支出金の1款県負担金の3目農林水産業費県負担金の2段目になりますけど、農地利用最適化交付金の25万9,000円の一部を、歳入財源として充てさせていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩といたします。

（10時58分 休憩）

（11時09分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農林水産課からお願いいたします。

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

予算書の113ページをお願いいたします。

6款1項の6目農業振興費でございます。18節の負担金、補助及び交付金でございます。

下から4行目の経営発展支援事業費補助金437万5,000円、それから、1つ飛びまして、ながさき農業デジタル化促進事業費補助金1,776万5,000円。この補助金につきましては、新年度で施設野菜、イチゴの新規就農者が予定されておりまして、それに伴いますハウスのリノベーション、それから、イチゴの環境測定器導入、イチゴの高設栽培システム、ベンチ栽培の導入の補助金となっております。

それから、次に119ページをお願いいたします。

6款2項2目の林業振興費、12節の委託料でございますけれども、森林所有者意向調査業務委託料でございます。この件につきましては、令和5年度に策定いたしました意向調査実施計画に基づきます対象の森林の所有者に対して、森林経営管理の意向調査を予定をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、建設課からお願いいたします。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

予算書の127ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金で、上から7行目の道路舗装長寿命化修繕計画策定支援システム負担金9万7,000円でございますけれども、こちらは長崎市が中心となりまして、県内市町が共同で道路補修の優先箇所を抽出するシステムを構築する予定となっております。県及び県内全市町にR7年度から予算措置をお願いされております。

システムの内容につきましては、測定範囲が県内全域を網羅できまして、道路舗装の経年劣化の把握が可能なトヨタの荒れ指標データを地図上に表示し、劣化が進んでいる路線が抽出できまして、効率的に修繕計画を策定することができるということで、今回、予算計上のほうをさせていただいております。

それと、建設課資料のほうをお願いいたします。

建設課資料の中で、令和7年度に実施します業務と工事の分の箇所図を添付させていただいております。

令和7年度は骨格予算でありまして、投資的事業につきましては、継続事業や補助事業を主として計上させていただきまして、補助と起債等を利用しまして、15件の工事と委託を予定しております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

次に、教育委員会からお願いいたします。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、当初予算関係資料の教育委員会資料をよろしくをお願いいたします。

それでは、1ページになります。番号1番のところです。

7目教育費県補助金1節小学校費補助金、それから、2節中学校費補助金、公立学校情報機器整備事業費補助金でございます。それぞれ3,747万3,000円と2,016万7,000円です。

こちらにつきましては、令和2年度にタブレットを整備させていただき、全国的にも端末の耐用年数が経過していることから、国ではGIGAスクール構想の第2期により、着実な更新を進めることとなっており、本町においてもタブレット端末の更新を行いたいと考えております。台数は約1,580台分です。補助率が3分の2で、1人当たり5万5,000円の補助基準となっております。この補助金につきましては、共同調達をすることが補助の要件に入っておりまして、長崎県は、市町村行政振興協議会が行いますが、この共同調達に伴う公告が年度初めに実施予定ということで、今回、当初予算に計上をさせてもらっているものでございます。

予算書は29ページになります。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

歳出のほうで、番号が1番、2番、3番の備品購入、これが先ほど申し上げました児童生徒用のノートパソコン、タブレットの購入の説明したところになります。

予算書では、147ページ、153ページ、160ページというところに記載をしております。

それでは、資料の4番をお願いいたします。

備品購入で、これは中学校の備品購入で給食用の備品となります。

この費目の中では522万7,000円。この費目の中のうち1つが高額となっております、真空冷却器でございます。経年劣化、20年以上経過しておるものです。冷却能力が著しく低下しております、修繕等で行ってございましたけれども、機能がもう回復しない状況となっております。したがって、更新をさせていただきたいということで、計上をさせてもらっております。

次に、5番の国民文化祭事業費でございます。

こちらについては、令和7年度に本県で開催される国民文化祭に伴いまして、本町においても佐々町実行委員会が主催となり、文化発信事業や交流事業を実施するように計画をしております。こちらについては、長崎県内全市町が協力し実施する事業でありまして、また、本町の事業を進めるに当たって、スケジュール的に年度当初から準備作業を進める必要があることから、当初予算に計上をさせていただいております。

資料の3ページをお願いいたします。

こちらのほうに国民文化祭の実行委員会の予算をつけさせてもらっております。

まず、3ページが歳入になりますが、長崎県の実行委員会のほうから補助金を183万円、それから、佐々町の負担金ということで307万6,000円、その他の収入を入れて、収入合計が490万7,000円ということになります。

4ページをお願いいたします。こちらが支出のほうになります。事業ごとに項目を分けておりまして、雅楽の祭典事業では232万1,000円。

5ページをお願いいたします。皿山のシンポジウム事業費ということで109万9,000円。

6ページをお願いいたします。読み聞かせ講演会ということで90万8,000円。

次の7ページをお願いいたします。アート交流会・展示会事業費ということで29万6,000円。

その下の交流文化祭事業ということで17万円。

最後、8ページをお願いいたします。交流音楽祭ということで11万2,000円、予備費を含めて490万7,000円の事業費となっております。

最後に、予算書の172ページをお願いいたします。

172ページの最後の2つ、佐々っ子応援団推進費、それから、地域子ども教室推進事業費、こちらの2つを廃目としております。

まず、上の佐々っ子応援団推進費ですけど、予算書の163ページの少年健全育成事業費へ統合をさせてもらっております。それから、下の地域子ども教室推進事業費ですが、こちらは、その上の10目にあります学校・家庭・地域連携協力推進事業費、こちらのほうに補助名称が変わりましたので、名称に合わせ、目の名称を変えさせていただいているところでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただいま説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

まずは、予算書の41ページ議会費から76ページの総務費までの質疑をお受けいたします。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

60ページ、工事請負費、庁舎解体工事及び新庁舎駐車場整備工事について確認をさせていただきます。

先般の契約変更締結議案について、原因が究明されないということで私は反対させていただきました。今年度予算に、その分が多分に影響しているのではないかとということで質疑をさせていただきます。

新年度計上予算でパブリックコメント等を参考にしながら、当初実施設計等について、外構を含めた設計がなされていると思います。

工事施工監理契約により生じた変更額が2,096万6,083円、工事延長に伴う変更額が2,192万4,100円、合わせて、私は住民が負担すべき金額だったのかということで、4,289万183円についての疑義があります。

現予算、継続費枠の中で予算は計上されていると思いますけれども、当初設計どおりの実行が可能なのかということを、まずはお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

今の御質問ですけれども、先ほど予算の説明の中でも申し上げましたけれども、現時点でもう少し細かい精査が必要かというふうに思っております。

御指摘のように、当初20億2,070万円で契約をした庁舎建設工事ですけれども、1億1,500万円の増額となっております。その関係で、全体継続費の27億円の全体事業費を少なからず圧迫しているというのは事実でございます。今、御指摘の部分についてはもう少し精査をして、当初の設計どおりに実施が可能かどうかというところの整理が必要ではないかというふうに、担当としては思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

すいません、もうちょい詳細に申し上げさせていただくと、造成、駐車場整備等々、周辺の盛土等を含めて、技能訓練校があった跡地、今、更地になっていますけど、あそこの盛土とかキャノピー、太陽光等については、現計予算内では厳しい旨の、これまでの説明をいただいていたという認識であるんですけど、そういった認識でよろしいのかというのを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

2月13日の全員協議会の時に、まだ契約変更額につきましては、詳細な最終的な詰めが残っているというふうなところで、その時点でも1億1,500万円程度の契約変更が必要になる見通しだという御説明をさせていただきました。

その段階で、4億6,000万円ほどの継続費の執行残があるという御説明をさせていただいたんですけど、その中で1億1,500万円の契約変更をさせていただきましたので、今、現時点で3億4,000万円ほどの執行残ということになっております。

この3億4,000万円の中で、今、議員が御指摘をされた庁舎の解体であるとか、駐車場の整備、もちろん盛土も入ります。キャノピー、太陽光、そういったものが、それぞれ実施可能かどうかというところの精査が現時点でできておりません。大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。
ほかに質疑ございませんでしょうか。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は歳入の関係で、ふるさと応援寄附金の動向について伺いたいのですけれども、令和6年度の2月までの実績で、8,700万円の実績ということで、新年度は8,000万円が予算化されているわけですが、一つはアップの要因です。ふるさと納税が伸びている要因と、動向、何が伸びているのだろうということです。

最近、いろんな報道で、いわゆるお米の価格が高騰している関係で、ふるさと納税でお米を取る方が非常に増えているという話もありますので、ちょっと我が町ではどういう状況かということをお聞かせいただきたいということが一つ。

もう1点は、これは総括のときでも構わないのですが、いわゆるコンピューター、あるいは様々な通信システムっていうのが、革新的なものがずっと生まれてきて、そのことによるプラスの面も大きいのですが、費用の負担が極めて大きくなってきているという状況ではないかなというふうに思っていて、今は、例えば国の補助金があってやるものもありますけれども、経常的に、いわゆるどの程度のお金がかかっているんだろうと。いわゆるIT、コンピューター、そういったものにどの程度のお金がかかっているのか。

こういったものについてどのように、総額的に、相対的にどういうふうに管理していくというふうな方針をお持ちかということについても伺いたいというふうに思います。これは総括のときでも構いません。2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

議員お尋ねの、ふるさと納税が伸びている要因としましては、今年度、申込みができるポータルサイトを4件増やしまして、その辺で受皿といいますか、申込先が増えたということも一つの要因ではないかと思っております。

それから、こちらを運営していただいています委託業者さんが、こちらの営業活動をしっかりしていただいて、店舗の数、商品数を増やしていただいているところもございまして、それが伸びている要因ではないかと考えております。

寄附の商品のほうで多いものといましては、やはり長崎和牛が一番多い状況でございます。あと、それからカステラ等、金額は小さいですが件数は伸びております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

ただいま御質問がありました電算関係の費用につきまして、今、手元に資料を持っておりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど伺いました、お米の動向ってどんなでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）
お米のふるさと納税のほうは、特に伸びているということはありません。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。
これで、41ページの議会費から76ページの総務費までの質疑を終わります。
次に、76ページの民生費から108ページの衛生費までの質疑を行います。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
予算の説明書の44ページのほうに、佐々町の地球温暖化対策実行計画の区域編というのが掲げてありますけども、御存じのように、昨年度、令和6年度の当初予算において、町として、佐々町の地球温暖化対策実行計画を策定しますということで掲げてやって、それができていない。そして、また改めて令和7年度のここでは、策定の必要性について検討を行っていくと書いてあるものですから、どういうことかなと思っているんですけども、町長としては、これはつくらなくていいと考えておられるかどうかお伺いしたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
私としましては、今、地球の温暖化というのは大変重要でございまして、CO₂の温室効果ガスの抑制というのは、今、地球全体がそういう環境問題になっているわけでございますので、この地球温暖化に係る実行計画というのは、やはりそれに基づいて立てる必要があるのではないかと、町としても立てる必要があると思っていますので、どうぞ御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
御理解は分かりませんが、担当課長にお尋ねしますが、昨年度こういう計画を上げて、どの段階までこれはできているんですか。策定の必要性について、今後また検討するって書いてあるものですから、要らないのか、要るのか、はっきりは聞きませんが、去年はどの程度まで積み上げてこられたんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

昨年度、計画の策定に至るに当たって、策定の審議会のほうを組織させていただいて、その中で計画の草案のほうを見ていただいて審議いただいと、そういう手前の段階ということで、草案はつくっております。

それから、審議会のメンバーとして大学の先生ですとか、電力会社の関係者の方ですとか、民間の事業者の方、住民の方というようなことで人選を行って、審議のほうに入っていただく内諾までいただいたんですけども、審議会を開催するまでには至らなかったというような状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、今年度はその審議会の中で詰めていくということですね、全体の計画を。そうじゃなくて、つくるか、つくらんかを協議していくということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

昨年11月14日の総務厚生委員会のほうで進捗状況、それから、年度中のスケジュールについてということで御報告、説明のほうをさせていただきましたが、その中で、各委員のほうから様々な御意見のほうを頂戴いたしまして、事務事業編における成果、実績の分析ですとか、区域施策編の策定の必要性について、再度精査する必要があるということで、令和6年度中の策定を見送りましたので、令和7年度におきまして、そういった御意見も踏まえて、本町において、この区域施策編の策定が必要かどうかということを、一度、審議会の皆さんに御意見を伺いまして、その後、実際、策定の作業を進めていくかどうかを考えたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
どうぞ。4 問目です。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、11月14日か12日からその12月、1月、2月というのは、何も今はやっていないということになるわけですか。何か特段に、草案に付け加えてつくっていつているということなんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

審議会に諮る前の草案のブラッシュアップといいますか、その内容を更に詰めるという作業を引き続き行っているような状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませندでしょうか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

96ページの予防接種業務委託料に関連して伺いたいと思うんですが、先ほど、多世代包括支援センター長の御説明では、带状疱疹のことが言われたかというふうに思うんですが、子宮頸がんワクチンの接種というのは、ここに入っているのかなというふうに思いまして、子宮頸がんワクチンの接種がなかなか伸びないという状況が、この間、報道されておりますけれども、佐々町の状況というのはどういう状況なのかということについて、改めて伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

子宮頸がんワクチンの接種率等につきましては、12月補正でも増額補正をさせていただきましたとおり、今年度3月31日をもって積極的接種勧奨の分の終了という御案内をしていたところ、全国的にも接種率が伸びておりまして、当町におきましても接種率が増加したことに伴い、ワクチンの製造業者等の、今度は供給率が不足したところがありまして、国の方針で、3月31日までに1回でも受けておられれば、その残り回数分の接種を行うことを補助するということになっておりますので、当町のほうでも、令和7年度予算に子宮頸がんワクチンのほうを含めておりまして、再度、対象の方に接種勧奨を行って、当面の、通常の接種対象の方にも個別通知を行い、積極的な接種勧奨に努めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

予防接種については、コロナのワクチンの接種がかなり残ったというような状況なんかあったり、非常に費用的にはかなりの費用を使っているんですけども、予算化しているんですけども、現実には十分使い切れないってということも間々あったりということで、私は、予防接種、いわゆるワクチンに対する様々な報道というか、これはSNSなども含めて、大変、科学性に乏しい様々な報道というのが、一定の影響を与えているのではないだろうかというふうに思います。

そういった意味では、かなりファクトな実態というか、現実というのを、必要性についてはもっともっと公表、啓発っていうのを進める必要はあるのではないだろうか、そういうふうに思うんですけども、相対的に、いわゆるワクチンについてのそういう様々な報道、情報というのに対する対応というのをどういうふうにしていくのかということについて、お考えのこ

とがあれば伺いたいなと思いますが。

議長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御指摘のとおり、もう過去においては、接種率等でもほぼほぼ九十数%は、高率を保っていたんですけども、やはり近年、接種を控える方というのは、当町におきましても見受けられるという現状にあります。

私たちとしても、こちら定期接種、また、B類のほうもありますけども、対象の方にはしっかり個別接種の御案内の通知をさせていただいて、国の資料にはなりますけども、情報等の周知については徹底し、子どもさんにつきましては、訪問、健診等を通して予防接種の確認をさせてもらっておりますので、そこで御意見等をお聞きしながら、丁寧に対応していければと思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これで、76ページの民生費から108ページの衛生費までの質疑を終わります。

次に、109ページの労働費から137ページの消防費までの質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで、109ページの労働費から137ページの消防費までの質疑を終わります。

次に、138ページの教育費から180ページの予備費までの質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

1つ、177ページに災害関係の委託料の土木はあるんですが、農林のほうの農地災害とか林地災害には、金額的にどの程度になるか、件数が幾らあるかは分かりませんが、なぜ農地災害をつけてないのかということです。自分で、担当者がせろってということでつけとらさんとかなど。

建設課の600万円っていうのは、件数が何本ほどあって上げてあるのか。なぜ委託料をつけなくて、一方はつけたかっていうところをちょっとお尋ねしたいということと。

予算説明書の38ページ、骨格予算ですので、できるだけ投資的事業はしないようにということで、町長から指示があつてなつとるんですけど、上から3段目に橋梁長寿命化対策の関係で、どこかの橋が詳細設計をするような予算が上がっていると思うんですけども、要するに、今の時点で設計すれば、来年度せんばっていう政策的なもんが出てくるもんですから、設計費については極力抑えていただきたいなと考えとるもんですから、緊急にしくちゃいけない目的か何か、それを説明してください。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分の災害復旧の委託料につきましては、5件分想定して上げております。緊急で災害が起きた場合に、査定を受けなければいけないものですから、そのときのために委託料として予算を、すいません、ちょっとはつきりは分かりませんが、二、三年前から当初予算に計上しているところでございます。緊急の災害のためとして上げている委託料となります。

それと、先ほど言われました令和7年度の予算で、長寿命化の分で、橋の詳細設計の分を予算計上しているのではないかっていうことなんですけども、その分につきましては、橋梁長寿命化計画の中で、計画的に、橋の予防保全の観点から橋の修繕を行っておりますので、その計画に沿って上げた、なおかつ補助で対応できる予算ということで、今回、令和7年度の当初予算に計上させていただいているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今の御質問の件ですけども、農地災害につきましては、当初での初期対応ということで、現在、上げさせていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（11時46分 休憩）

（11時50分 再開）

議長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今の御質問、失礼しました。もともと予算要求をしていないというのが現状でございます、予定としては、農地災害が発生した場合に予算の対応を考えたいというふうに思っております。

今後、委託料を建設課とも同一にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、要求もしていないけど、一方はつけた、一方は要求しなかったということですかね。

議長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）
議員おっしゃるとおりでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
2 番。

2 番（川副 剛 君）
説明書の36ページの下のほう、文化会館管理事業について質問いたします。
今、文化会館が、雨の日が漏電していてキッチンが使えないっていうふうで、それで、しかも、それもまた結構何年も前から使えないっていうことで。
あと、暖房が効いていないということで、大ホールのほうは暖房も効いていないっていうことで、修繕費用、ここに適正な管理運営って書いてあるものですから、その辺はどういうふうな、修繕費用などのことも含めて予算組みされているのかお尋ねしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
2 番議員、それは総括でよかですか。総括でもう一回します。ずっと、今はページですって行っていますから、予算書の中の——（事務局長「教育費のことに関連はするので。」）
はい、分かりました。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）
文化会館の雨漏りによる漏電の件でございます。確かに雨漏りによりトイレ、それから台所の部分が漏電をしております、雨の日はちょっと使えない状況でございます。まだ漏電している箇所が特定できていない状況でございます、至急、その箇所がはっきりしてくれば、至急、ここの管理費の中で対応をしていくように考えているところでございます。
それから、空調につきましてでございますが、おっしゃるとおり、ホールの前のほうが、冷えが、暖房が効かないという状況でございます。こちらについては、ホール内で高さが違っております、前のほうが低くなっております。そうすると、暖かい空気は後ろの高いほうになって、冷たい空気が下のほうになるという理由が一つございます。もう一つが、舞台の下に空気を吸い込む吸入口がございまして、そこから循環するようになっていて、舞台の前のほうが空気の動きがあるものですから、更にちょっと寒く感じるというような状況がございます。
こちらについては、仕組みがそういうふうになっているものですから、すぐすぐという改修をしていくというわけにはいきませんが、そういったところは根本的についでいうところもございまして、そこについては検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。
以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
いいですか。
2 番。

2 番（川副 剛 君）

意見ですけれども、様々なイベントも行われておりまして、施設利用料を取っていらっしゃると思いますので、やはり施設は万全の状態でおくべきだと思いますので、意見を述べさせて、終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これで、138ページの教育費から180ページの予備費までの質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般の総括の質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

新庁舎建設に関する部分で、いわゆる変更契約を行った分が後年度予算、令和7年度予算に影響しているということは質疑で確認させていただきました。先般の契約変更の際に確認させていただいた、全員協議会の際にいただいております工事遅延の原因に係る調査報告書の経緯の5の「設計変更・再検討項目」の対応協議の結果を、工事請負契約額への影響が生じること云々というくだりの部分が、決裁もなく、会議録もなく行われていると。この部分が、いわゆる施工監理契約により生じた変更額の2,000万円ではないかと推察しております。

この事務取扱いは、地方自治法及び財務規則に反するのではないかという見解を私は持っているんですがということで、町長に質疑をさせていただきましたが、その際は的確な答弁をいただけておりません。質疑を行って、土日を除けば7日たっております。その部分についての見解を、再度質疑させていただきたい。

それともう一点、2点目、先般の令和6年度補正予算において、事業系部門において、当初予算に上げておきながら、理由にならない理由で皆減と、手つかずだったという状況が起こっております。これはガバナンスが崩壊しているのではないかというふうに私は認識しているんですが、今年度、事業理事兼庁舎建設室長も定年を迎えられ、退職されるということをお伺いしておりますが、役職定年になられるというような推移も聞いておりますが、事業系の部門を建設、組織を再編するという、昔あった技術担当室をつくれとかそういった話ではなく、建設課のほうに集約をし、チームで取り組むことによって、再発を防止するというようなことができるのではないかというふうに私は認識しておりますけど、そういったお考えはあられるのか、あられないのか。2点確認をさせてください。

議長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってくださいね。

間もなく12時になりますけれども、議案第26号の一般会計が終了するまで、会議を続けさせていただきます。

暫時休憩します。

（11時59分 休憩）

（12時02分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません。申し訳ございません、時間を取りまして。

初めの阿部議員の御質問でございますが、これはちょっと私も明確によく覚えていないんですけど、決裁がなかったということで、それがどうなるのかっていうのは、ちょっと私もまだ調べていませんので、ここでお答えするっていうことはできないと思っております。

それから、技術者がいないということで、事業については統一、統一といいますか、一つの技術の課をつくったほうがいいというお話は、これについてはやはり十分内部で検討して、今後どうするのかっていうのは、やはり皆さんと、職員のみなどと協議をしながら、どうするのかっていうのは決めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

住民の負託を受けた、代表した議員が質疑をした答えを、重要なポイントとして確認しております。前回、住民が負担するべきではないというような、苦渋の判断をせざるを得なかったポイントです。それを明確に答えていただけずに、7日たった本日もそれについての回答すら得られないと。非常に残念です。いただいた資料を読み解いて、問題点をこちらが指摘しているのに、法に反するのではないかというふうに質疑をしていることさえ、回答いただけないと。後年度の新規予算に影響を与えているというふうに認識しているから聞いているんですけど、それすら回答を得られないと。非常に残念です。こういった状況で、議会が全会一致で可決した原因究明に至るとは、至っていないというふうに私は認識しているんですけど、それすら進めようという姿勢が見受けられないというふうに判断しました。意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに総括でございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

全体的に予算を見ますと、74億円程度の予算でございますが、昨年8月に総務厚生委員会のほうで提示いただきました中期の財政見通しからしたら、令和7年度は72億円程度の予算という見込んであったものですから、これはもう満杯の、腹満腹の予算で。通年予算のような感じはいたしますけど、要は、先ほどから税財政課長のほうから説明がありました、義務的経費とか物件費の値上がりで、約5億円程度がのんでいるような感じは受けました。ということは、財政見通しとしては、今後こういうペースでいけば、令和10年度はどうなるのかなってちょっと心配はするものですから、基金がやっぱりもう10億円か、20億円か、もうぎりぎりいくのかなと思うんですけども、もうこれからいけば、7月の議会で肉づけはまず組めんだろうと私は感じるわけですかね。するならもう起債を借りてする以外はないんじゃないかなと思ってですね。もう優先度を選択するのも、今から大変だなと心配はしておりますけれども、見通しについて、次、4年後までどの程度健全な財政が保てるのかということは、町長さん、財政課

長なさったからお分かりですけど、詳しいのは今の現職税財政課長に、ちょっと参考に教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

議員御指摘のとおり、昨年8月に提示をさせていただきました中期財政見通し、令和7年度におきましては71億円、72億円の予算ということで見通しを立てておりました。今回、74億6,000万円ということで、この中には当初想定して、この段階では想定しておりませんでした人事院勧告の給与改定でありますとか、扶助費の障害者自立支援給付費とか、障害児通所給付費とか、保育園の給付費、ここら辺がなかなか想定できないような大きな伸びとなっております。昨年度同様、大きな伸びとなっております。こういったことが、この2億円程度の差になっているのではないかと考えております。

4年後と申しますと、令和10年とかその辺りになりますけれども、中期財政見通しのときには基金が約50%弱まで減って、減少していくのではないかとというふうな見込みを立てております。今回、この令和7年度の当初において、こういう人件費であり、扶助費でありっていうところが増加をしておりますので、毎年の扶助費、人件費についてはなかなか削減っていうのが難しくなってきますので、その他の物件費であったり補助費であったりってところを、再度見直していく必要があると思います。

なかなかこの見通しどおりに推移していくというのは難しいかもしれませんが、また、今月末までには作成をしようと考えております、新たな、また令和7年度からの5か年の中期財政見通しの中で、どう推移をしていくかっていうのを再度作成をして、また改めて議会のほうにもお示しをしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。是非、次期の令和7年度からの資料を提示していただいて、私も財政のことを勉強したいものですから、よろしくお願いします。

御存じのように、これから言いますと、社会保障費が大体二十七、八億円はもう定期的に出ていくような予算になっていますから、残りはいろんな人件費とかがありますから、投資的事業はまずできていかなのじゃないかなと思いますからですね。この間、ガソリン税のあれで道路財源のあれが減っていくということもありますから、国においてもこういうインフラの予算は減っていくんじゃないかと思えますから、そこでやっぱり緊急性のあるものだけ優先して、通学路とか、交通安全施設とか、災害関係とか、もう建物じゃなくて、そういうのにつくっていくべきと私は考えておるものですから、町長はいかがお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員がおっしゃったように、やはり今、経常収支比率が91%ということで、弾力性がだんだんなくなっているということを我々も自覚しているところでございまして、先ほど申

されましたように、投資的事業というのが、今も人件費が伸びて、物価・資材も伸びているということで、なかなか厳しい時期に来ているわけでございます。しかしながら、やらなければならない道路とか、先ほど交通安全の施設とか、たくさんあるわけでございますけど、これも計画的に、順序を踏みながらやっていかなきゃならないということで、我々としましても財政の安定化といいますか、基金も残していかなきゃならないってということで、そういう取捨選択をしながら、財政的にやっていかなきゃならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。ありますか。質疑もないようです。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

先ほどの永田議員の御質問に対して御回答させていただきます。

今、電算関係にどの程度の費用がかかっているのかという御質問でしたが、ここ数年は、年度によって凸凹はありますけれども、決算額で約1億円程度の決算額となっております。今後、新庁舎に移りまして、次期環境に移りました場合に、経常的な電子計算費が、今後約1億6,000万円程度かかると見込んでおります。

それから、システムの管理につきましては、俗に言う総合行政システムと言われるシステムについては、総務課で管理をしておりますが、そのほか、戸籍のシステムは住民福祉課であったり、それぞれで導入したシステムは、その原課で管理をしているような状況でございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

4番、いいでしょうか。

これで歳入歳出全般の総括の質疑を終わります。

これから討論を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

反対討論いたします。

令和7年度当初予算の中の最後の継続費、新庁舎建設に係る部分で、全会一致で決議をした原因究明等がなされず、前回の変更契約額1億1,500万円ほどでしたかね、を全額公費、いわゆる税金で賄っております。その影響が少なからずとも令和7年度の、この当初予算の中で影響していると。総括でも質疑させていただきましたが、法令に反しているのではないかということの回答さえ、日をまたいでも回答していただけない。

原因究明がなされれば、それに伴う原因者、起因者、それに伴う応分の負担をいただければ、この予算にも少なからずともプラスの面が出てきていたというふうに推察します。

原因究明がなされず、そのままこの令和7年度、新年度予算を可決することはよしと判断しませんので、反対討論とさせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

賛成討論いたします。

議案第26号 平成7年度佐々町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど6番議員さんのほうから、庁舎建設について、いろいろ議会で附帯決議した案件については、説明が十分でないというお話でございましたけども、変更契約する折、私が申し上げたのは、とにかく継続費の範ちゅう、27億100万円の中のそれで出し入れをしてやれば、その本体を増額しないなら、いやもうええんじゃないかなという、私は賛成討論したわけですけども、御存じのように、令和7年度予算は2億4,500万円の範ちゅうでございますので、また、前年度からの繰り越した分もありますから、その中で対応していただければという考えを私は持っております。

御存じのように、この年は議員も町長も改選の時でございますので、やはり住民生活に関わる予算についてはずっと見ておりましたけども、子育て関係の児童手当の支給とか、幼稚園の運営、老人福祉、母子福祉など、予防接種や社会保障費に関する予算を見ますと、27億円程度は是非とも必要な予算じゃないかと思っております。また、ことしは教育委員会関係での国民文化祭が開催されるという全国的な予算も計上されております。そして、緊急に整備する通学路の問題と思ひまして、清峰高校前の通学路、聞きましたら、一遍にできなかったのかという意見も聞きます。しかし、今年度は残りの半分が出来上がるような形で、通学路の整備も十分できますし、災害復旧についても予算を確保してあるようでございますので、総合的に判断しまして、やはり住民生活に関わる予算でございますので、私は賛成したいということで、是非とも、議員各位の皆様には御賛同いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

以上、賛成討論といたします。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかに。
2 番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

本年は骨格予算であり、令和5年度の決算を反映し、裏づけされた適切な予算組みと判断いたしまして賛成といたします。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論いたします。

私は、実際に町民生活に関わる様々な予算については、これはやっぱり執行しなければならぬという立場でございますけれども、私も、今回の庁舎建設をめぐる様々な原因究明が不明瞭なままでこの決算を行い、そして行くという、この継続という形になるわけですから、それでは町民の負託に応えた予算というふうにはなっていないというふうに判断せざるを得ないというふうに思いますので、反対したいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第26号 令和7年度佐々町一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者 起立）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

13時20分まで暫時休憩といたします。

（12時19分 休憩）

（13時19分 再開）

— 日程第3 議案第27号 令和7年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第27号 令和7年度佐々町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、令和7年度佐々町国民健康保険特別会計の概要について、まず、資料を基に説明のほうをさせていただきたいと思います。

当初予算関係資料の国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計資料のほうを御覧ください。

まず、1ページでございますが、被保険者数の状況のほうを掲載させていただいております。棒グラフ、折れ線グラフのほうで見ていただくと分かりやすいかと思いますが、引き続き、国被保険者については減少傾向が継続するようになっております。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険税について記載したページになります。左側のほうが当初予算の予算計上、令和6年度当初予算との比較を載せております。令和7年度の予算につきましては、保険税の予算につきましては、現年分の予定収納率を98%、滞繰分を20%ということで見込んでおります。参考として、右側のほうには、収納の推移のほうを現年分、滞繰分ということで載せております。

それから、次のページ、3ページになりますが、保険給付費の状況です。左側のほうが令和7年度の予算計上、それから令和6年度の比較ということで載せております。令和7年度も1人当たり医療費の伸びを見込みまして、増というようなことで予算計上のほうをさせていただいております。

続いて、4ページを御覧ください。国民健康保険事業費納付金の状況について載せたページになっております。左側のほうが長崎県全体分の納付金の状況を掲載したものになります。令和6年度と比較しまして、額のほうが6,000万円ほど全体で増えておりますけれども、これは、長崎県が国から受けます補助の総額というのが減っている関係で、市町が負担する納付金のほ

うが増えているというような状況になっております。その右側のほうに、本町分の納付金の状況についても掲載させていただいております。

次の5ページが特定健診・保健指導について掲載したページになります。令和4年度から、令和6年度についてはまだ速報値の段階になりますけれども、実績状況のほうを載せております。令和7年度については、健診の実施率を56%、保健指導の実施率を61%ということで、目標値のほうを設定させていただいております。その下の保険事業につきましては、令和6年度と同様に事業のほうを行いたいと考えております。

それから、資料のほう最後、6ページになりますけれども、国民健康保険財政調整基金の状況ということで載せております。一番下が令和7年度の見込みということで載せておりますけれども、令和6年度末で9,200万円ほどの基金残高を予定しておりますけれども、当初予算のほうで7,400万円の取崩しのほうをさせていただきますので、その後、残高のほうは1,800万円程度になるということで見込んでおります。

それから、国民健康保険特別会計の予算書のほうを見ていただきたいんですが、予算書の11ページ、1款1項1目一般管理費の12節委託料ですが、一番下のほうに国民健康保険システム改修業務委託料ということで、770万円を計上させていただいております。こちらは、令和8年度から施行されることになっております、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修の費用を計上しております。こちらについては国庫補助10分の10となっております、7ページのほうになりますけれども、同額の770万円を国のほうからいただくようになっております。

それから、歳入歳出それぞれ廃目の項目というのが出てきておりますけれども、これは、平成20年4月に退職者医療制度が廃止となりまして、経過措置として平成26年度まで、この制度のほうが残存してまいりましたが、令和6年4月1日をもって廃止となっております。本町でも、令和元年度までは退職の被保険者がいらっしゃいましたが、令和2年度以降、該当される被保険者はなく、保険税の賦課徴収、給付等もありませんでした。令和6年度まで、この遡及による資格取得等、可能性があることを考慮しまして、一般退職の区分をした予算計上を継続してまいりましたが、こういった経過を踏まえ、令和7年度から、この一般退職の区分のない予算計上へと改めております。

国民健康保険特別会計の令和7年度予算の総括としましては、引き続き、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行・離脱による被保険者の減少、それから、軽減世帯による保険基盤安定負担金の減少によって歳入予算は減少しますが、歳出のほうでは、1人当たり医療費の伸びによる給付費の増、それから、平成30年度からスタートした国保制度の都道府県化による、県下統一保険料の実現に向けた取組の一環としての納付金の算定方法の見直し、こういったところで歳入予算を超過する歳出というのを基金のほうで賄った、補填した予算編成というのをを行った予算となっております。

なお、資料のほうで基金の残高のほうを見ていただいたとおり、令和8年度には、同規模の取崩しが必要となった場合に、この残高というのを基金のほうに確保できておりませんので、令和7年度中に、令和8年度に向けた税率改定、引上げの検討の必要があるというふうを担当課としては考えております。

説明については以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私のほうからは、特定健診・保健指導に関わって、ただいま説明のありました令和6年度の保健指導実施率というのが、20ポイントぐらい落ちているという数字になっておりますが、この内容というのはどういうことなのか。その要因や背景などあれば、お答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

こちらの数字につきましては、まだ2月末の速報値でありまして、健診後の6か月等の指導が反映されますので、まだ結果のほうは正式には出ない形で、まだこれが伸びるものと見込んでおります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

実施率が下がるということはないという見通しだということでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

細かな数字まではちょっと申し上げにくい、申し上げることができませんけども、同程度まではできるように努力したいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

担当課の、原課の考え方として、国保財政の収支の状況は十二分に理解するんですけど、令和8年度に向けた保険税率改定を視野に、令和7年度についてはいきたいということでお話がありました。我々の任期は6月までですけど、行政は継続ですから、現職首長として令和7年度、これ、令和8年度でいえば、このままの推移でいくと6,000万円不足するというような状況を、もう令和8年度に迎えると。どのような方針をお持ちなのかを確認しておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、担当のほうから国民健康保険税のことでお話がありました。やはり今、後期高齢者のほうで増えて、国民健康保険は今だんだん減ってきているわけですが、しかし、医療費が伸びているということで、やはり今、基金が先ほどお話がありましたように7,400万円を繰り出して、今、残りがただ繰り出せば1,800万円ぐらいの、1,900万円程度残るというお話でございました。

しかしながら、その中で調整するということになると、五、六千万円は使うと思うんです。いつも基金は使っていますので、五、六千万円は使うのではないかと。残り、やはり金額的に4,000万円か5,000万円、なかなか厳しい財政状況になるのではないかと考えておりますので、私どもとしまして、やはり担当課が言うとおりに保険税の引上げといえますか、そういう方向性を考えてやっていかなきゃならないのではないかと。ただ、もう一般財源から繰入れがなかなかこれは難しいものですから、やはりそういう方向で、国保税の見直しを視野にやっていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

再確認です。もう喫緊に迫っております、令和7年度で7,400万円の基金取崩し、その翌年度には1,819万5,000円しか残らないということで、差し迫っていると、町長が言われたように、五、六千万円弱不足する。単年度だけを解消するための税率改正でいかれるのか、それとも先行き、二、三年度を目指しての改定を視野に入れて、加入者、被保険者のほうにお願いをするような形になるのか、そこら辺の方針的にはどのようなお考えをお持ちなのか、再確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これはまだ、内部協議とかいろいろなことをまだ詳しくはやっていないわけですが、やはり単年度ではなくて、何年度かはもつような施策といえますか、そういう値上げっていうのもやはり十分検討しなきゃならないのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。単年度ということではなく、複数年度を視野に入れた改定を目指していると。

これまで保険事業等の取組、保険者として佐々町国民健康保険税の取組を頑張ってきたおかげで、もう何年来と値上げをせずに、現保険税率で踏ん張ってきたと。しかしながら、高齢化や加入者不足の減少ということで、やむを得ない状況に差し迫ってきたんじゃないかと思うんです。来年度、執行していかれる際に、議会のほうへの報告を密にさせていただくとともに、住民の方に、なるべく低所得者の方々に過大な負担にならないように配慮した税率改正に努めていただき、持続可能な国民健康保険税財政運営に努めていただきたいということを意見として述べて、質疑を終わりたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

反対の立場から討論いたします。

国保財政については、おおむね財政については健全な形での動きというのがあるわけですが、一方で、高額療養費を中心にした医療費の伸びというのが、かなりこの間あって、議論が、やり取りがあっておりますように、次年度以降、令和8年度には保険税の引上げもせざるを得ないような状況だというふうに言われている。数字の上では、その辺りについては理解できるところですけれども、ただ、一方で、保険税そのものはやはり不均等なまずっと続いている。とりわけ均等割については、未就学児の均等割については、その問題点が明らかになって、国も補助金を出して、未就学児の均等割の半減というのをされたんですけれども、残りの半分については、存続させる理由がないというふうに私は思っております。とりわけ、国保の世帯の中では、約3分の1ぐらいがいわゆるサラリーマンの家庭、非正規を中心にしたサラリーマンの家庭であると。子育て家庭、子どもがおられる家庭っていうのは、そういう家庭に一定の数おられるわけですから、全体としてはやはり低所得ということもあり得るだろうし、そういった意味では、均等割については早急な改善が求められると。

これについては、均等割の未就学児の均等割については、金額的にはなぜできないのかっていうことについては、全く理解できないんです。それで、100万円足らずでできるわけですから。それが残されたままで、さらなる保険税の引上げというのは、そういう方向性っていうのは認められないのではないだろうかというふうに考えております。

以上を述べて、反対討論といたしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

私は、議案第27号の佐々町国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、御存じのとおり、持続可能な制度を構築するために、平成30年度から市町単独の財政運営から、県と市町が保険者となり、県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担い、給付に必要な費用につきましては、全額、県が市町に対して交付する仕組みで国保制度の安定化を図ることとなっており、令和7年度予算につきましても、やはり健全な財政運営のための予算であることから、賛成といたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第27号 令和7年度佐々町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第28号 令和7年度 佐々町介護保険特別会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第28号 令和7年度佐々町介護保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、介護保険特別会計当初予算について御説明いたします。

資料をもって説明をさせていただきますので、当初予算関係資料フォルダーの介護保険特別会計の資料を御覧ください。

資料1 ページ、予算の概要の表を御覧ください。

予算書のページについては記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入です。

保険料になりますけども、前年度と比較しまして1,129万2,000円の増額となっております。主な要因としましては、被保険者数の増が主な要因となっております。被保険者数を記載しておりませんので、申し訳ありません。令和6年度の当初の被保険者数が4,010人、令和7年度の当初の被保険者数が4,168人、令和6年度が4,010人、令和7年度が4,168人ということで被保険者数を想定しております。

次に、国庫支出金です。保険給付費に対する国費の負担分となりますが、給付費の増加によりまして、1,971万8,000円の増額となっております。

次に、繰入金です。主に介護給付費繰入金についてが増額の要因なんですけれども、これも給付費の増加によりまして、963万3,000円の増額となっております。

続きまして、歳出になります。

総務費です。前年度と比較しまして408万7,000円の増額となっておりますが、これは、主に介護認定支援システムの標準化移行作業に伴う委託料の分の増額となっております。

続いて、保険給付費になります。令和7年度の保険給付費につきましては、全体で前年度と比較しまして7,706万円の増額となっております。令和6年度の当初の給付費につきましては、第9期介護保険事業計画の推計値で計上しておりましたが、令和7年度の給付費につきましては、令和6年度の実績見込額に伸び率を掛けたものを計上しております。内訳は、主な増減内容のとおりとなっております。

それから、令和4年度と令和5年度の実績、令和6年度の実績見込みの金額及び件数については、資料2 ページに掲載をしておりますので、よろしくお願いいたします。

給付費につきましては、第8期計画期間においては緩やかに増加をしておりましたが、近年、介護認定者の高齢化や要介護認定者の上昇に伴いまして、給付費は、令和6年度当初対前年度

と比較しますと、6%の増額となる見込みとなっております。

続きまして、地域支援事業費です。地域支援事業費は対前年度19万3,000円の減額となっております。内訳につきましては、主な増減内容のとおりです。

続きまして、財政調整基金の状況についてです。資料1ページの右下を御覧ください。令和7年度当初予算では3,400万円の取崩しを見込みまして、積立額については利子分のみを今計上しております。令和7年度期末残高としては、当初予算では2,860万3,509円となる見込みです。

資料の3ページについては、被保険者数の推移、認定者及び認定率の推移を掲載しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

先日も、3月の補正予算時にありましたけども、給付費が今伸びている状況です。今後、給付費の分析などを行いまして、介護度の重度化が緩やかに進むよう介護予防、それから給付適正化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号 令和7年度佐々町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第29号 令和7年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第29号 令和7年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、まず、資料のほうを基に、概要のほうを説明させていただきたいと思います。

当初予算関係資料フォルダーの後期高齢者医療特別会計フォルダーの中の資料のほうを御覧ください。

1ページ上段のほうに記載のほうをしておりますけども、令和7年度の後期高齢者被保険者の見込人数のほうを、2,213名ということで見込んでおります。前年度2,056人に対して157人増

ということになります。

その下に給付費、それから負担金の状況のほうを、県下の市町ごとに一覧で出しておりますけれども、本町のほう、黄色の網かけのほうをしておりますが、表の真ん中ほど、予算額としまして1億5,511万3,748円ということで、こちらの分の予算化のほうを、当初予算のほうにさせていただいております。

次の2ページのほうは、保険料負担金の状況になっております。こちらも県下市町の状況を載せた上で、本町の状況について黄色の網かけのほうをかけて載せております。

それから、次のページが事務費負担金の状況についてです。こちらも同様に、県下の状況と本町の状況が分かるように載せております。

令和7年度当初予算の総括といたしまして、冒頭申し上げましたように、被保険者数が増えています。これは、本町に限らず、県下同様に後期高齢の被保険者が増えているというような状況でございまして、これに伴って保険料が増え、それから給付費のほうも増えるというところ、1人当たりの医療費も伸び、そういったところで、保険料負担金や給付費の負担金ということが増えるということでの予算のほうを、令和7年度は計上させていただいた予算になっております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号 令和7年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第30号 令和7年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第30号 令和7年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、診療所につきましても資料をもちまして説明させていただきますので、当初予算関係資料の中の国民健康保険診療所特別会計の資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

物忘れ外来の分になります。

①、診療体制に変更はありません。

②、患者数の推移ですけれども、令和6年度は、令和5年度に比べまして診療日数が4日少ない状況でしたので、全体の患者数は減少しておりますが、1日の平均患者数は維持しております。令和7年度もほぼ同数の患者数を見込みまして計上しております。

③、新規の方の住所地別を見ますと、町内の方の受診が多くなっています。町内の医療機関や御家族からの相談が随時あっておりまして、専門分野の診療として担っているところであります。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

小児発達専門外来の分になります。

同じく、診療体制、変更ありません。

②、患者数の推移ですけれども、令和6年度は、令和5年度に比べまして診療日数が1日少ない状況でしたが、全体の患者数は増加し、1日の平均患者数も伸びております。令和7年度は若干少なく患者数を見込み計上しております。

③、新規の方の住所地別としましては、こちらに示す町外というのは、松浦市、平戸市の2市になります。割合的には、佐々町の方の受診が少し多くなっております。現在、服薬を必要とする患者様が、再診として定期的に来られている状況です。そのため、新患の方の待ち期間が数か月となっている状況にあります。今年度から平戸市でも、年に4回ではありますが、市民病院で小児発達専門外来が行われるようになりましたことで、少しずつ患者様の移行もできるようになり、必要な方が受診できる体制を整えていけるのではないかと考えております。

国民健康保険診療所の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号 令和7年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第31号 令和7年度 佐々町水道事業会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第31号 令和7年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今回は骨格予算ということで、個別具体的な説明ではなくて、主に予算の組立て、それから予算編成の考え方について説明をさせていただきたいと思っております。

水道事業、下水道事業ともにですけれども、企業会計につきましては、3条予算と呼ばれる収益的収支、それと、4条予算と呼ばれます資本的収支、この二つで構成をされております。

まず、収益的収支、3条予算のほうについては、特別新しいものではなく、例年どおりの予算編成ということになっております。

予算書のほうを御覧いただきたいんですけれども、予算書の14ページ、資本的収支の支出の部になります。こちらにつきまして、建設改良費のところで設計委託ですとか、工事請負費の予算を組ませていただいておりますけれども、こちらにつきましては、令和6年8月、それから令和7年1月の産業建設文教委員会で、財政収支の見通しですとか、水道ビジョン・経営戦略の説明をさせていただいたところなんですけれども、それらに載せております更新計画に基づいて行う事業ということで、載せさせていただいております。場所的には新規のものもありますけれども、更新を計画的に継続して続けていくというふうな考え方でございますので、肉づけのほうに回すものではなく、ある意味、淡々と事業を進めさせていただくという考え方で予算計上をさせていただいております。

こうした予算の編成の結果ですけれども、34ページのほうに貸借対照表の令和7年度の期末の当年度純利益を載せております。7番の剰余金の（2）利益剰余金の中の二の下の1）当年度純利益でございます。こちら予算編成の結果、1,934万1,000円という純利益が出るというふうな予算編成になっておるところでございます。

今度は資料のほうを御覧いただきたいんですけれども、水道課の資料のほうを御覧ください。

資料につきましては、例年と同じような資料を付けさせていただいておりますけれども、3ページ以降につきましては、今御説明しました建設改良事業の位置図を付けておりますので、御覧いただければと思います。

その資料の1ページのほうに戻っていただきまして、左側が収益的収支、右側が資本的収支の予算となっております。先ほど、貸借対照表で当年度純利益が1,934万1,000円ということで御説明を差し上げましたが、こちらの出し方というところが、収益的収支の下のほうにございます支出のほうの予備費、こちらが6,120万7,000円となっております。純利益を出すときには、これから消費税の要因を除くという考え方になりますので、この予備費から、収益的収入の営業外収益の中の消費税及び地方消費税還付金2,391万8,000円を引いていただき、今度は支出のほうで営業外費用の消費税及び地方消費税1,000円、これを足していただいて、欄外、下のほうに欄外として、うち仮受消費税、うち仮払消費税とあるかと思いますが、この差引き1,794万9,000円、これを差し引くと1,934万1,000円という純利益が出てくるというふうなことでございます。したがって、この利益、純利益につきましては、あくまで収益的収支、3条予算での利益ということになります。こういった予算編成をやっておるところでございます。

実はこの1,934万1,000円につきましては、令和6年度の当初予算では、当年度純利益889万5,000円だったので、これと比較すると増えているように見えます。しかし、先ほど、企業会計は基本的には淡々とやっていくということではありますけれども、料金改定のことですとか、耐震化の関係とか、そういったことで収益的支出のほうの予算の中で、肉づけのほうに回しているものが1,800万円程度ございます。仮に、この肉づけに回したものの1,800万円を全て予算化するとしたときには、この当年度純利益が1,800万円減ることになりますので、実質130万円程度の純利益しか出てこないというふうな今回の予算編成になっております。

肉づけをどうするかというのは後の話ですので、どうなるかはちょっと分かりませんが、とは言いながら、当初予算を編成する段階で、肉づけに回すものの財源はしっかり確保しないといけないということで、通常、予算編成するに当たって、支出に関してもある程度厳しくもともと見込んでおるものを更に削り、支出をかなり抑えた予算編成をしております。

それでも、この肉づけに回す財源が確保できず、給水収益ですけれども、要は水道料金の収入です。これを見込むときは、例年、前年度の決算見込みの九十五、六%で見込んでおるところを、今回は98%程度まで引き上げて、収入を若干増やして予算編成をしたというふうな状況でございます。ですので、先ほど申しました、産業建設文教委員会で御説明いたしました財政収支の見通しというのは、決算見込みをベースに収支の見通しを立て、水道事業については、令和9年度には純利益が赤字に転じて、純損失のほうに変わっていくというふうな御説明を差し上げたところですが、予算編成につきましては、収入を若干堅めに、支出のほうは少し余裕を持たせた予算編成をしたいところですが、もう令和7年度の予算編成から、かなりぎりぎりの編成をしなければいけない状況というふうな予算編成となっているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

私、所管委員会が産業建設文教委員会でありまして、詳しい財政収支の見通しを、令和2年から令和9年までの資料をいただいております。水道につきましては、安心安全な水を、持続可能な施設として管理すべく、現場では日々、老朽施設等の維持管理・補修に努められていると。財政収支につきましても、将来見通しを立てて健全運営のために努められているということで、安心してお話は伺っておりましたが、現行の料金では、令和9年に3条予算、収益的収支について赤字の見通しと。ましてや内部留保資金につきましても、令和14年度には枯渇するというような財政見通しをいただいております。来年度予算は令和7年度ということで、令和9年度はもう目の前に差し迫っております。現職町長として、どのような使用料についての見解をお持ちかということをお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

さっき、今、阿部議員が申されましたように、やはり水道料金と、それから下水道の使用料の改定ということでやらなきゃいけないんじゃないかと思っています。

これは一つ、皆さん御存じのとおり、今、各地で耐震化とかいろんな問題で、漏水とかいろいろ起こっているわけですので、それについてもどうするのかっていうのをやらなきゃいけない。もう耐用年数が来ているところも多々あるわけですので、やはり計画的にやっていかなきゃ、ストックマネジメントといいますか、そういう計画を立てなきゃいけないわけですので。それにもお金も要りますし、それから、今回、水道料金と下水道料金についても、その改定に向けた審議会というのを立ち上げながら、どういう方向といいますか、どういう料金体系がいいのかというのは皆さん方で話し合いをしていただいて、住民の皆さん方に納得いただけるような方向性というのは、今後とも考えていかなきゃならないのではないかと

と。

ことし、まだ肉づけ予算にそれが入ってくるんじゃないかということで考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。骨格予算ということで組んであるということで、具体的な取組については、まだ肉づけはしていませんよというような見解はお伺いしました。

最近、テレビで拝見するのが、いきなり来年4月から水道料金を40%上げますよという自治体も出てきて、もうそれは困ったと、もう住民の方が意見を述べられているのを拝見しております。佐々町に関しては、これまで使用料金は現状維持で健全運営をされてきた。しかしながら、施設の老朽化に伴う長寿命化、持続可能な施設の維持管理ということで鋭意努められて、町内の至るところの補修を現場では計画的に進められていると。非常に有意義な、建設的な事業の推進だというふうに理解します。

しかしながら、それにはやっぱり費用が伴って、基金があつたのを、内部留保資金も大分使いながらいつているということで、料金は上がらないに越したほうがいいんですけども、急激に上げられても住民としては困ります。やはり計画的に、そこを住民の方にも見える化して、議会のほうにも事前に提示をしていただきながら、町長の話では、選挙が行われた後の、行政は継続ですから、現職がなられようが、新しい方がなられようが、それについては肉づけ予算をして、現職の町長としては急激な料金改定は避けるために、住民の方に痛みを伴う料金の値上げということにはつながりますけれども、それを計画的にやっていくということは住民が望むことでございますので、そういった方針を今回の令和7年度の骨格予算の際に、首長としての姿勢についても伺いましたので、これを本当に令和7年度、住民の方に見えるような形で進めてほしいということ、意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑ないようでございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第31号 令和7年度佐々町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第32号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第32号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

下水道事業会計の予算につきましても、上水道と同じような、同じ企業会計ですので、同じような考え方で予算編成をしております。

説明につきましては、資料のほうをもって説明をさせていただきたいと思います。

下水道事業会計につきましても、更新計画、長寿命化計画に基づきまして、建設改良費につきましても、通常どおりの予算を計上させていただいております。上水道と同じように、資料の3ページ以降に、建設改良事業の位置図等々を載せておりますので、御覧いただければと思います。

資料1ページに戻っていただきまして、こちら、先ほど御説明しましたとおり、計算をしますと、この予備費1億3,846万3,000円となっておりますが、当年度純利益は1億2,085万5,000円ということになっております。こちらも同様に、肉づけのほうに回しております予算が2,000万円程度ございますが、下水道につきましては、もともと下水道使用料で賄うことができおられない会計でございますので、これ、後で肉づけをするということになったときには、一般会計の補助金に影響をしてくるというふうなところでございます。

それから、当年度純利益1億2,000万円というのが、えらい大きいように見えるかと思いますがけれども、これは、一般会計からの補助金を3条の収益的収支のほうで一旦受け入れて、予備費、純利益として出した上で、資本的収支の4条予算のほうに補填するという構造になっておりますので、実際にはこれが丸々利益というふうなことではございません。

具体的にどの程度の赤字という見方をするとすれば、収益的収支の中で、営業外収益の中に資本費繰入収益（基準外）というのがございます。9,637万5,000円ですけれども、この基準外の繰入れ、汚水に関する基準外ということになります。この9,637万5,000円が実質的な赤字というふうな見方ができるかと思いますが。ここについては、し尿等前処理施設の建設が令和6年度をもって完了したりとかもろもろございますので、昨年度の基準外繰入れ、令和6年度の当初予算での基準外繰入れは1億254万8,000円で行いましたので、若干減ってはおりますけれども、まだまだこの解消には程遠いという状況でございます。

それから、し尿等前処理施設に関するものでございますけれども、こちら、基準内と基準外として、営業収益の中に基準内で712万9,000円、基準外で637万5,000円、補助金をいただくようにしておりますけれども、基準内の712万9,000円につきましては、し尿等前処理施設の運営に係る経費、それと企業債の償還に係る経費が基準内ということになります。基準外というのが、し尿等前処理施設の補助金としていただきますけれども、汚水処理場に係る賦課分としていただく使用料相当分というふうな形で、受入れを行うところです。

雨水処理につきましては、総務省基準で基準内と基準外に分かれはしますけれども、雨水処理につきましては、これは丸々、一般会計に負担していただくものということで計上をさせていただいているところです。

説明は以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

詳しい財政収支の将来見通しも立てられた健全経営だとは理解しておりますが、基準外の繰入れにつきましては、企業会計にした際に問題視をしていました。しかしながら、当分の間というような状況で拝見しておりましたけれども、これも将来見通しで見ていただくと、令和10年度までいただかないと、基準外がないとなかなか運営が厳しいと。令和11年度については、もう基準外は不要な経営になるということですが、平成9年に供用開始をかけて、27年も管路等、施設等経過しております。今後、この施設の長寿命化、老朽管の布設替え等々、莫大な事業費がかかるだろうということを推察しますと、その分の収益を、企業会計ですから上げていかないと、また基準外をいただかないということになります。それは、受益を受けない一般財源を企業会計のほうに持っていくということになりますので、望ましいものではありません。急激な使用料のアップは、住民に直接負担としてかかってきますので、町長として、水道料金もあわせて、下水道料金についてはどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど阿部議員がおっしゃったように、やはりこれも料金改定というのは避けられないのではないかと、私は思っています。それで、先ほど、この前も八潮市ですか、下水道が破裂したということで、大変大きな事故が起こったと。これはもう、うちも平成9年度に着工して、もう30年近く経つわけです。もう老朽管が出てくるわけでございます。町としましても、今度、ストックマネジメント計画というのを立てなければならないわけで、今後どうするのかというのが出てきます。これについては、管渠費とかポンプ場とか、いろいろところで全部やらなきゃいけないと。これは国の補助を受けながらできるわけでございますけど、今度は御存じのとおり選挙でございますので、これを先送りするのか、先にやるのか、肉づけでやるのか、先にやるのかということいろいろ議論いたしましたが、やはりこれは先送りできないということで、当初予算でこれを組ませていただいて、ストックマネジメントの計画を、全体計画をまず立てて、その中でどうするのか、やるべきところはどうするのか、それと料金の問題はどうするのかというのも出てくるのではないかと考えていますので、そういう方向性で今後ともやっていかなきゃならないのではないかと。今度、選挙でございますので、どうするのか、どうなるのか分からないわけですけど、町としては、今の私の考えはそういう考えで今やっているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

理解します。はっきり言えば、使用料を上げるというようなことは、住民としては安いに越したことはありませんので、やっぱり上げるよりも上げないって言うてくれる方のほうがよろしいなと思うんですけど、しかしながら、将来的に持続可能な、老朽管を維持管理して、もうライフラインですよ、水道、下水道は。だから、事故が起こってもいけないし、急激な料金改定も住民は望むものではないと。令和7年度の当初予算にマネジメント計画を立てられるということで、あわせて、そこで費用がどれぐらい将来的にかかるものかということが推計さ

れていくというふうに理解します。そこを急激な住民負担を求めることなく、段階的に無理のない財政計画を立てていただくことを、肉づけ予算の際には、その料金改定についての部分はどうの方がなされるか、立候補される方はもう喫緊の課題ですから、取り組んでいかんば課題ですよね。それを現職町長がそういったことはしなければいけないんだということをもう、令和7年度の当初予算の骨格予算ですけれども、意見を聞けましたので、行政は継続ですから、これを参考に次期の任期の方々に、こういった課題があるんだよということで取り組んでいただければというような意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第32号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

（14時18分 休憩）

（15時04分 再開）

— 追加日程第1 議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第33号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第33号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 追加日程第2 議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第2、議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後の新旧対照表を御覧ください。

附則、第22項、第23項として次の条文を加えます。第22項、令和7年4月に支給する町長の給料月額、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

第23項、令和7年4月に支給する副町長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附則。施行期日。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

前回、新庁舎建設に係る入札不落に対する監督責任ということで、令和4年12月15日に提案され可決しております。これも給与の減額ということで、町長、副町長。その後、その監督責任ということですので、原因に対する、起因者に対する何らかの手続がなされたのかなという分についても、何らなされずじまいという状況でございます。

今回の提案、不適正な事務執行に対して、管理監督責任がある町長、副町長の給料の額を減額したいという提案でございますけれども、当初予算の際にも質疑で出させていただきました。その過程の重要なポイント、地方自治法に反しませんか、財務規則に反しませんかという質疑にも、明確な回答はいただいております。

また、令和6年10月3日、附帯決議の遅延変更の原因を明らかにというふうな決議を全会一致でしておりますけれども、遅延変更の原因は明らかにされたというふうな認識をお持ちなのか伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私の不適正な事務執行といいますのは、庁舎建設が遅れて町民の皆様方、議員の皆様方に御迷惑をおかけしたということで、今回、給与に関する条例ということで、一部減額をさせていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

質疑に教えてください。

私は遅延変更の原因を明らかにできたかって、認識をお持ちなのかって聞いているんですよ。それに教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（15時11分 休憩）

（15時11分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は全員協議会の際にもお話をしておりますけど、やはりしかるべきときに改めておわびを申し上げるということで、きょう出させていただいたということでございますので、御理解をいただければと思っています。（阿部議員「議長、質疑。いい加減な回答と思うから私も聞きよる。明らかになったのか、なっていないのかって、イエスかノーか。私が聞きよるとは、遅延変更の原因は明らかになったのか。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

回答になっていません。遅延変更の原因が明らかになっているのか、認識をお持ちなのかという点を聞いていますので、明らかになったという認識があるのかないのかと、イエスかノーかでお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（15時12分 休憩）

（15時13分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

回答になってないか、ちょっと私も分からないわけですけど、こういうことについて、短期間でやはり皆さん方にお話をするようなことは、私はできないと思っていますので、大変申し訳ないことでありますけど、こういうことで、私どもとしては給与に関する条例の一部改正を出させていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（阿部議員「回答になってますか。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

今のところ、町長の答弁に、6 番議員の質問に対して町長の答弁は、一生懸命それに答えようとして、阿部議員がどういうふうにお考えか分かりませんが、私は、町長は答弁しておるということで判断いたします。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

原因は明らかになってないという回答で私は認識しているんですけど、原因は明らかになってないけれども、処分をさせていただきますというこでの回答ですか。私はそういった回答であったというふうに認識しているんですけど、よろしいんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（15時14分 休憩）

（15時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

先ほどから町長のほうが言っておりますとおり、新庁舎につきましては、工事の進捗につきまして、もう少し慎重な協議や配慮、検討が必要であったのではないかとということで、大変深く反省しております。

それから、当初、去年の10月4日の完成ができなかったということで、令和7年1月6日の供用開始ができなかったことについてということで、今回、私どもが新庁舎を予定どおりにできなかったということで、今回、町長と私の報酬を減額をさせていただきますということで提案しておりますので、どうぞ御理解方よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前回の工事請負契約の変更の時も申し上げましたとおり、発注してから3者間の調整がうまくいかなかったこと、それから、分かった段階で議会への報告が遅れたこと、そういうことで全体的に遅延につながった、そのように私は理解しているものですから、町長はもうこれ以上言うことはなかと思えますから、今回提案されたことについては、不正な事務執行に対してというから、職員さんかどうか分かりませんが、その最高責任者としての、自らできる責任を取ろうとして、こういう提案があったと私は認識しておりますので、一般職員の方については、法律にのっとってどうどうしなさいと書いてありますが、町長、副町長についてはそういう決まりがありませんから、自ら判断して、最高責任者としてこういう提案されたこと、また同じく副町長については、そういう理由を兼ねて同じく一緒にする、そのように私は捉えておりますので、意見ですけど、私はそう捉えていますので。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

反対討論いたします。

スタート時点の、全員協議会でいただいている経緯の5、資料で見ただけであれば分かると思いますが、不明瞭な事務処理、決裁を得ないままのやり取り、口頭でのやり取り、会議録

もない。それに伴って生じた、施工監理契約により生じた変更額は2,096万6,080円と、いただいている資料で推察します。これがなければ、施工図のチェックバックもスムーズにいき、施工事業者については、工期内に完成できた旨の御意見もいただいていることを報告書等で見ております。

5か月延長は2,192万4,100円の損害を得ております。合わせて4,289万183円でございます。これを令和6年10月3日の附帯決議、全会一致で遅延変更の原因を明らかにする旨の決議をしておるにも関わらず、現在それがなされたとは判断できかねます。

そういった状況の中、今回の提案は不適正な事務処理ということで、内部の事務処理のことを申されておりますけれども、遅延の根本的な原因がどこにあるのか、起因者はどうあるのかということさえ、いまだに明確に示されておられません。

そういった状況で、町長、副町長の今回の御提案の処分を下すことは時期尚早であり、幕引きを図ろうとしていらっしゃるのではないかとさえ、疑念を持たざるを得ません。

まずは、遅延変更の原因を明らかにし、どのように対応するか、それを真摯に決議の示したとおりのことを示していただいて、その結果どうあるべきかというのは判断すべきと考えておりますので、以上述べまして、反対討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は賛成討論いたします。

私も、工期が延びた原因については十分に解明されたというわけではないのですが、町の様々な調査や委員会の審議を通して、明らかになった問題もかなりあるというふうに思っております。それは、設計監督者やあるいは施工業者に対しての、いわゆる遅延に対する損害を賠償する責任があるのではないかと私は思っております。ですから、同僚議員から幕引きではないかという御意見もありましたけれども、私は一つの節目として、町長、副町長の監督責任という点で処分をされることについては了とし、かつ、引き続き工事への遅延、その責任、原因の究明というのは、今後に向けても庁舎の事業というのはまだ続くわけですから、そういった意味では引き続き明らかにし、その責任についても追及していくべきだというふうに考えるということを述べて、一応提案に対しては賛成の討論といたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

遅延の原因については、複合的に絡み合っておりまして時間が相当かかるものであり、今回の提案理由は少なからず、遅延について責任があると執行部は考えておられます。

町執行部は、庁舎建設の遅延について、事務執行の不備を認めておられます。目に見える形で責任の取り方の一つである報酬の減俸は必要であります。責任を痛感しているとはっきり申された町長の誠実性は認めるべきであり、今後このようなことが起きないように、町長は重く受け止め、執行部及び職員の意識改革と組織改善を徹底するよう、意見を付して賛成といたします。

議長（淡田 邦夫 君）

はい。ほかに討論ございませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第34号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第9、発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第1号 朗読）

次のページをお願いします。

佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。佐々町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

議案書の7ページの資料をお願いいたします。

今回の改正理由は3点ですが、まず1点目は刑法の改正に伴う改正で、こちらは今回の議案第11号の整理条例において、総務課から説明があったとおりでございます。

2点目は、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う改正で、こちらも今回の議案第13号の整理条例において、住民福祉課から説明があったとおりでございます。

3点目は、所要の改正で、この発議において改正をするものです。

具体的な中身について御説明いたします。

資料は戻っていただいて、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正前の第2条第4項のアンダーラインの前後になりますけれども「ただし、佐々町情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）」の部分ですけれども、佐々町情報公開条例という言

葉が、これ以降第20条しか出てきませんので、改正後のように規定をするものです。

また、次のページ、3ページの下のほうになりますけれども「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」という部分が「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」というふうに改正をしておりますけれども、接続詞の使い分けによるもので、文法上の改正ということになります。

次のページ、4ページの第18条になりますけれども「議会の保有する自己を本人とする保有個人情報」とありますけれども、そもそもこの条例における保有個人情報が、議会の保有するものとして定義されておりますので、改正後は削除をするというものです。

所要の改正は、このように内容を変更するものではなく、より正確に表現する改正となっております。

6ページをお願いいたします。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査については、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元にデータで配付しています案件について調査の申出がっております。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、令和7年3月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をお受けいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会が3月4日に開会し、本日7日まで4日間開催されました。その間、提案いたしました補正予算、条例関係、それから当初予算の一般会計など7会計、それから24件の各議案、それからきょう追加議案をいたしました2件について、それぞれ慎重に審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、御提案しました議案に対しまして、それぞれ慎重な審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

しかしながら、3議案の予算については基本的な間違いがあったということですが、度重なる修正など、議員の皆様方にも大変御迷惑をおかけしたということ、それから追加議案につきましてもいろいろなお話がありまして、大変いろいろ皆さん方に御迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げたいと思います。

今議会におきまして、議員の皆様からいろいろな意見をいただきました。御指摘等につきましては深く受け止めて、我々としましてもその対応に十分留意しながら、予算執行にも努めながらいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、私もそうでございますけど、私どももそうでございますけど、6月に選挙が行われますけれども、所期の目的を達成されますように、健康には十分御留意をいただきまして、今後とも町政の発展のために御協力、御活躍いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

本日の閉会に当たりまして、淡田議長さんをはじめ、各議員の皆様方の御協力に感謝を申し上げます。簡単でございますけど閉会の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼の言葉を申し上げます。

令和7年3月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月4日から7日まで、4日間にわたりまして開催されました3月定例会は、条例、令和6年度の補正、令和7年度の予算が上程され、慎重審議され、全てが可決いたしました。

また、6名の議員から様々な観点で提案、町政をただすなど活発な議論が行われ、誠に意義ある議会となり、改めて感謝を申し上げます。

町長をはじめ執行の執行各部におかれましては、審議の過程におきまして、各議員から述べられました意見・要望等につきまして、今後の町政執行の上で十分に反映されるように望むところでございます。

また、新庁舎の件ですが、令和5年3月19日に起工式があり、ちょうど2か年で庁舎建設工事が終わったところでございます。当初予定では、令和6年10月の初旬完成、それから12月下旬完成、そして令和7年2月下旬となり、今の議員は3月議会を、任期中に最初で最後の議会の場となることで、私は楽しみにしておったところでございますけれども、遅れてやむを得ないと。そして、今後、この佐々町の庁舎が防災の拠点、そして憩いの場として、十分に活用されることを願うものでございます。

議会終了後の3日に、きのうでございますけれども、新庁舎を見学させていただきました。以前の事務所の感覚と全く違っており、職員の感覚を重視した配置になっておるんじゃないかな

うかと感じました。そして、このことが仕事においても十分に能力を発揮されることを願っております。

話は変わりますが、6月15日に町長選挙、そして議会の選挙があります。町議会の選挙、議員の選挙のなり手不足が全国で話題となっており、そのために議員の報酬、長崎県8町においてアップをいたしております。佐々町でも若い人が立候補して、佐々町がますます活性化することを望んでおります。

佐々町議会の皆様、そして町執行部の皆様、今後、今まで以上に御多忙になるかと思いますが、健康に留意され、それぞれの立場でお励みいただきたいと思います。

最後の閉会の挨拶といたします。本当にお疲れでございました。

以上で、令和7年3月第1回佐々町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（15時46分 閉会）